



# たかだ法人会だより

No.36



今秋オープン！／小林古径記念美術館

提供 エムエー・プランニング 代表 寺尾 昭人 氏（上越市寺町1-12-12 TEL025-524-5784  
富士フィルム「日本の桜フォトコンテスト2015」他 多数受賞）

## 目次

ごあいさつ、異動名簿	2～3頁
公益社団法人第10回通常総会	4～5頁
青年部会・女性部会・親会事業の紹介	5～9頁
各種研修会・セミナーの実施状況	10頁
支部の活動状況・連絡先一覧	11頁
新規会員のご紹介	12頁
令和2年度功労者表彰受表彰者	13頁
情報ひろば	14～18頁
税務署・県税部・上越市・妙高市からのお知らせ	19～21頁
福利厚生制度のPR	22～23頁
税に関する絵はがきコンクールの入選作品	裏表紙

この広報誌は時宜に適した税の情報等を提供しています。

法人会  
**消費税期限内納付**  
推進運動

発行／公益社団法人高田法人会  
上越商工会議所内  
電話 025-525-0450  
FAX 025-525-0580

編集発行人／会長 小熊 迪義  
／広報委員長 本山 秀樹

印刷所／株式会社第一印刷所



法人会とは、税のオピニオンリーダーとして自己研さんに努めながら

①企業発展の支援 ②地域振興への寄与 ③国と地域社会繁栄への貢献をめざす、  
国・県から法的に公益性を認定された信頼の出来る団体で、よき経営者が会員です



## ごあいさつ

公益社団法人高田法人会会長 **小 熊 迪 義**

(株式会社東光クリエート)

会員の皆様方には、日頃より法人会の事業活動につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜っておりまして、ここに厚くお礼を申し上げます。また、役員をはじめ各支部、青年部会、女性部会の皆様には公益法人としての主要な事業や社会貢献活動にご参加、ご協力をいただき重ねて御礼を申し上げます。

はじめに、今年1月に新型コロナウイルスの感染拡大が始まってからこれまで、人々の命と暮らしを守り支えるために昼夜を問わず医療・福祉・対策業務に従事され、ご苦労されてきた関係の皆様には心よりお礼を申し上げたいと思います。加えて、感染拡大による生活への支障や産業活動の大きな落ち込みのため、サービスの提供や売り上げの減少等業況が悪化された法人、事業者の皆様には、ウイルスに負けずにこの厳しい状況を必ずや乗り越えられますよう心よりお祈りいたします。

また、新型コロナウイルスは、我が国並びに世界の人々の生活や産業活動などあらゆる面において甚大な被害をもたらし、1年足らずの間に全ての様子は一変いたしました。しかも、我々地方の中小企業や法人会を取り巻く環境は、従前より人口減や経済規模の縮小、高齢化の加速化等のため、不透明さが増していたところに、コロナ禍に見舞われ、ますます先を見通すことが難しくなり、まさに世紀の国難といってもいい状況になっております。

従いまして、直近の各種経済レポートは、持ち直しの動きがみられるとは言うものの、厳しい指摘ばかりであり、一刻も早いワクチンと治療薬の開発・普及など、根本的な感染予防対策による安全・安心の実現とともに、地域、国、世界全ての産業の早期再生を、誰もが願っているところであります。このため、これまで何度も補正予算や追加の経済対策等を講じてきたことは承知しておりますが、引き続き国・地方が連携、分担し合いながら、通常の判断を超えた予防対策・経済対策を強力に推進し、果敢に断行し、人々の安心と社会の安定を一刻も早く取り戻すことが求められています。また、我々も国や地元行政の示す予防策を新たな行動様式として実行・徹底しながら、また助け合い、協力し合って、この国難を乗り越えていかなければならないと考えております。

さて、ご承知のとおり高田法人会は、健全かつ重要な納税者団体としてこれまで税務機関、関係団体との協調・連携のもと、税務知識の向上及び普及による申告納税制度の推進を図り、税務行政の円滑な運営と地域貢献に寄与することを目的に活動して参りましたが、令和2年度は公益法人移行後、十年目を迎えました。おかげ様で自己研鑽と地域貢献の諸事業活動を着実に実施し、確かな成果を重ねてきております。また、昨年は特に親会のみならず各支部、青年部会、女性部会からも例年以上に会員増強に強力に取り組んでいただいた結果、公益法人に移行して初めて会員数が前年プラスとなり、加えて県内13法人会の中で唯一会員増の団体となりました。ご尽力、ご協力をいただいた皆様にあらためて感謝申し上げます。

しかしながら、今年度においては、新型コロナウイルス感染拡大が続いているため、毎年行ってきた講演会や研修会等、主要な事業を中止又は延期を余儀なくされ、会員の皆様には多大なご迷惑をおかけしております。夏以降は感染防止対策に最大限努めながら徐々にではありますが、必要な事業活動を開始しております。今後も慎重に実施したいと考えますが、状況によっては延期や中止せざるを得ない場合もあるかもしれませんので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

併せて当会の重要な課題は、会員増強と助成金の原資にもなっている福利厚生制度の堅実な拡大であります。公益法人としての存立基盤強化と、財政基盤の安定化を図るため是非とも必要でありますので、特に難しい状況にありますが、今後も継続的に力を入れた取り組みを行っていきたいと考えております。

結びに、会員の皆様のご健勝とともにコロナ禍を必ずや克服し、その先にあるご活躍と会員企業の益々のご発展をご祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。



# 着任のごあいさつ

高田税務署署長 **八木澤 浩**

この度の定期異動で関東信越派遣主任国税庁監察官から、高田税務署長を拝命しました八木澤でございます。前任の井澤署長同様、何卒よろしくお願いいたします。

私は、旧西蒲原郡巻町の出身で、新潟税務署を振り出しに、新潟県勤務は6署目となりますが、高田税務署勤務は今回が初めてです。

高田税務署管内は、妙高山麓から日本海に至る広域な地域を管轄し、四季折々の素晴らしい自然と多くの名所、旧跡に囲まれた人情味あふれる土地柄で、歴史と伝統があり、また、数々の美味しいお酒の酒処と承知しており、このような地で勤務できますことを大変光栄に思っております。

公益社団法人高田法人会の皆様方には、日頃から税務行政の運営に深いご理解と格別なご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルスにつきましては、全国各地で感染が拡大しつつあり、貴法人会の事業活動、会員各位の事業活動に多大な影響を及ぼし、今後、いつまで影響が及ぶのか大変懸念される事態となっております。

このような状況の中、貴法人会におかれましては、小熊会長をはじめ、役員の皆様のリーダーシップの下、「税のオピニオンリーダー」として、納税意識の高揚、正しい税知識の普及・向上による申告納税制度の推進を図りつつ、感染拡大を踏まえた活動を模索されており、大変感謝申し上げます。

特に、小学生を対象とした租税教室や税に関する絵はがきコンクールの開催など租税教育の充実に尽力頂いております。これは、次世代を担う小学生が、高学年から税について関心を高め、その後、中学、高校、大学と成長していく中で、社会や国を支える税の意義や役割を理解することは極めて重要であり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

私ども税務行政といたしましても、この国難とも言える状況ではありますが、できる限りの対応をさせていただきたいと考えておりますので、今しばらく、感染拡大防止策を一人一人が心と力を合わせ、早期に安心した日常生活が取り戻せるように頑張ってまいりたいと考えております。

日常生活すら変化を余儀なくされる大きな変化の中で、税務行政として与えられた使命を果たしていくためには、私どもの力だけでは自ずと限界があり、地域社会のリーダーである高田法人会の皆様のお力がどうしても必要でございます。どうか、税のよき理解者として今後ともより一層のご理解とご協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人高田法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄、そして何より新型コロナウイルス感染症の早期終息を心から祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

## 高田税務署内法人課税部門異動状況

(R2.7.10現在)

順不同敬称略

(転入者)

(転出者)

発令内容	氏名	前任地職名
署長	八木澤 浩	関東信越派遣 国税庁監察官 主任監察官
法人課税第一部門 総括上席調査官	内田 泰弘	上尾税務署 法人課税第二部門 上席調査官
法人課税第二部門 統括官	久保田武志	長野税務署 法人課税第六部門 統括官
法人課税第二部門 調査官	丸内 秀人	春日部税務署 法人課税第五部門 調査官
法人課税第二部門 事務官	菊田 智秋	高田税務署 管理運営部門 事務官
法人課税第二部門 事務官	本間 優大	新規採用

前 職	氏名	発令内容
署長	井澤 和彦	関東信越国税局 総務部相談室 主任相談官
法人課税第一部門 総括上席調査官	田中 昭人	日立税務署 法人課税第一部門 総括上席調査官
法人課税第二部門 統括官	土田 智	長岡税務署 法人課税第二部門 統括官
法人課税第二部門 調査官	星子 智洋	朝霞税務署 法人課税部門 調査官
法人課税第二部門 調査官	矢野 克考	竜ヶ崎税務署 法人課税部門 調査官

## 公益社団法人第10回通常総会開催される

公益社団法人に移行後の第10回の節目となる、記念となるべき通常総会が5月18日（月）、デュオ・セレッソにおいて開催されました。

しかしながら、本年1月に国内で発生した新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、4月7日には政府による緊急事態宣言が出され、併せて地元の県知事や2市の両市長からも市民の慎重な行動が要請されたことを踏まえ、4月の理事会で検討した結果、法定の団体の総会であることから実際の開催は止むを得ず行うものの、例年お出でいただいたご来賓にはご案内せず、また併せて行っていた特別講演会と懇親会は行わない等、簡素なスタイルで総会だけを開催することにしたものであります。

内容としては、会場の設営は感染防止対策として検温の実施や消毒液の設置、机の配置、安全な座席間隔の確保など最大限努めて行いました。出席者数は例年に比べ大幅に減りましたが、委任状は逆に例年より提出が多く、法定数を堅実に確保した中で、冒頭小熊会長による招集挨拶の後、理事会承認事項である令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画並びに収支予算が報告されました。さらに、令和元年度決算報告の承認の件が上程されましたが、慎重審議の結果原案通り承認可決されました。また、最後に昨年までご臨席されたご来賓の方々からいただいたメッセージとお名前が披露されました。

総会終了後には、会員増強の取り組みで功績のあった3名に対して、今回初めて小熊会長より表彰状が贈呈されました。

併せて、当日は青年部会及び女性部会の総会も同館別会場において並行開催され、提出議題の全てがいずれも承認可決されました。

出席者からは、感染予防に配慮した会場設営に努めて行ったことに対して評価もいただくことが出来ました。

### ○総会開催に当たりお祝いと励ましのメッセージをいただいた皆様

高田税務署長井澤和彦様、新潟県上越地域振興局長三木公一様、上越市長村山秀幸様、大同生命保険㈱代表取締役社長工藤稔様、AIG損害保険㈱代表取締役社長兼CEOケネス・ライリー様、アフラック生命保険㈱代表取締役社長古出眞敏様



小熊会長のあいさつ



総会の様子1



総会の様子2



総会の様子3

○総会で承認された 令和元年度決算報告

下記詳細のほか事業報告、令和2年度事業計画並びに予算については、当会のホームページをご覧ください。

令和元年度 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金	32,895	181,330	△148,435
預金	8,672,521	7,924,272	748,249
【流動資産合計】	8,705,416	8,105,602	599,814
<b>2. 固定資産</b>			
<b>(1) 基本財産</b>			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
<b>(2) 特定資産</b>			
周年行事引当資産	500,000	500,000	0
【特定資産合計】	500,000	500,000	0
<b>(3) その他の固定資産</b>			
什器備品	1	1	0
電話加入権	145,600	145,600	0
【その他の固定資産合計】	145,601	145,601	0
【固定資産合計】	5,645,601	5,645,601	0
【資産合計】	14,351,017	13,751,203	599,814
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
預り金	0	0	0
【流動負債合計】	0	0	0
<b>2. 固定負債</b>			
【固定負債合計】	0	0	0
【負債合計】	0	0	0
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
【指定正味財産合計】	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
<b>2. 一般正味財産</b>	14,351,017	13,751,203	599,814
(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	500,000	500,000	0
【正味財産合計】	14,351,017	13,751,203	599,814
【負債・正味財産合計】	14,351,017	13,751,203	599,814

令和元年度 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
基本財産運用益	530	470	60
受取会費	9,831,000	9,868,500	△37,500
事業収益	2,591,000	2,355,000	236,000
受取補助金等	12,315,000	11,551,100	763,900
雑収益	658,358	867,288	△208,930
経常収益計 (A)	25,395,888	24,642,358	753,530
<b>(2) 経常費用</b>			
事業費	20,014,235	19,600,247	413,988
(税に関する研修会事業)	2,567,723	2,338,496	229,227
(講演会事業)	978,108	1,040,279	△62,171
(租税教育事業)	291,020	288,845	2,175
(税の広報事業)	815,149	838,423	△23,274
(税の調査研究・提言事業)	178,537	171,823	6,714
(講演会・セミナー事業)	1,099,267	1,158,365	△59,098
(地域の福祉・環境問題改善事業)	111,374	210,986	△99,612
(会員の充実を図る事業)	495,558	494,367	1,191
(会員支援・親睦・交流等に関する事業)	3,316,385	3,158,233	158,152
(会員のための福利厚生事業費)	336,993	194,818	142,175
管理費から配賦費用及び共通費用(公益事業・収益事業の合計)	9,824,121	9,705,612	118,509
管理費	4,781,839	4,568,251	213,588
経常費用計 (B)	24,796,074	24,168,498	627,576
当期経常増減額 (A - B)	599,814	473,860	125,954
<b>2. 経常外増減の部</b>			
経常外収益計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	599,814	473,860	125,954
法人税、法人県民税、法人市民税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	599,814	473,860	125,954
一般正味財産期首残高	13,751,203	13,277,343	473,860
一般正味財産期末残高	14,351,017	13,751,203	599,814
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取補助金等	10,565,000	10,055,100	509,900
一般正味財産への振替額	△10,565,000	△10,055,100	△509,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	14,351,017	13,751,203	599,814

## 青年部会・女性部会の紹介

### 令和2年度通常総会

令和2年5月18日(月)、デュオ・セレッソにおいて公益社団法人高田法人会第10回通常総会と合わせ、青年部会及び女性部会の通常総会も同館別会場において並行開催され、提出議題の全てがいずれも承認可決されました。こちらについても、新型コロナウイルスの感染防止対策に最大限努めた中での開催となりました。

○御来賓の皆様

高田法人会副会長山崎健吾様 (青年部会)、高田法人会女性部会元部会長栗田祥子様 (女性部会)

○総会開催に当たりお祝いと励ましのメッセージをいただいた皆様

高田税務署長井澤和彦様 (青年部会、女性部会)



青年部会総会の様子1



女性部会総会の様子1



青年部会総会の様子2



女性部会総会の様子2

### 租税教育「税の勉強会」

地域社会貢献事業の一環として、青年部会、女性部会ともに小学生を対象にした「税金についての勉強会」を行っています。青年部会では毎年12月頃に上越・妙高両市の小学校、また女性部会は毎年8月の夏休みに上越市の児童クラブを訪問し実施しています。

しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルスの関係で、女性部会の放課後児童クラブへの訪問については、少数の役員で教材をお届けすることだけに留め、例年児童の前で行っていた税金をわかり易く説いた紙芝居は取り止め、また税金のDVD鑑賞は、クラブの指導員の方からご協力をいただき操作していただきました。また、両クラブの指導員の方々からはお届けしたことへの労いと感謝とともに、貸与・提供した教材を評価したご報告をいただきました。

なお、青年部会が毎年行ってきた学校への直接訪問による租税教室については、令和2年度の訪問先は、10月現在調整中です。

### 青年部会

令和元年度実施校（※令和2年度の訪問先は、現在調整中）

- 令和元年11月29日 妙高市立斐太北小学校      令和元年12月4日 上越市立八千浦小学校
- 令和元年12月6日 上越市立黒田小学校      令和元年12月9日 上越市立富岡小学校
- 令和元年12月13日 上越市立北諏訪小学校



妙高市立斐太北小学校の様子




上越市立八千浦小学校の様子



上越市立八千浦小学校で1億円のリレカを持つなどしている児童の様子

電気・送配電・通信・消防・冷暖房設備工事

 株式会社 **東光クリエート**

本社 〒943-0151 新潟県上越市平成町570番地  
TEL (025) 524-1418 FAX (025) 524-1341

## 松風園 藤作

〒942-0001 新潟県上越市中央5丁目12-18  
TEL 025-543-2154 FAX 025-543-2156  
URL <http://shofu.info/>

和味和彩 **藤作** 別館

新潟県上越市本町3丁目2-29  
TEL 025-520-8841  
FAX 025-520-8843

和 Dining **藤作**

新潟県上越市本町4丁目2-23  
TEL 025-521-0021  
FAX 025-521-0020



上越市立黒田小学校の様子



上越市立富岡小学校の様子



上越市立北諏訪小学校の様子

**女性部会**

令和2年度実施児童クラブ

令和2年7月31日 谷浜小放課後児童クラブ

令和2年7月31日 名立放課後児童クラブ



谷浜小放課後児童クラブ訪問の様子



名立放課後児童クラブ訪問の様子

**青年部会 経済講演会**

毎年1回年末頃に開催している、青年部会主催の令和元年度の経済講演会は、令和元年12月11日にやすねで行われました。講師として、長谷川直哉氏（㈱マルト長谷川工作所 代表取締役社長）をお招きして「燕三条発 中小企業から世界のブランドへの挑戦」と題し、伝統と技術をベースとしながらブランドの確立を図るとともに、新たな製品の開発にも積極的に挑戦してきたこと等会社とその経営のあり方等のお話をお聞かせいただきました。会場には40名程の若手経営者が熱心に耳を傾けました。

なお、令和2年度の経済講演会は、10月現在調整中です。



講師の長谷川直哉氏(㈱マルト長谷川工作所代表取締役社長)(12/11)



あいさつをする青年部会の山岸部会長(12/11)



講演会の様子(12/11)



[www.yamazaki-k.co.jp](http://www.yamazaki-k.co.jp)

(有)内田紙店

**UCHIDA SPORTS**

〒949-2235 新潟県妙高市関山2065  
 TEL 0255-82-2031 FAX 0255-82-2071  
 URL <http://www.uchida-sports.com/>  
 e-mail [myoko-uchidasports@helen.ocn.ne.jp](mailto:myoko-uchidasports@helen.ocn.ne.jp)

### 女性部会 介護施設訪問による古タオル寄付活動

女性部会では一般市民にも呼びかけ、家庭で不用になった古タオル、古シーツ・古絵本を上越・妙高両市内22ヶ所に設けた回収ボックスで常時回収し、集まった物は、当番グループを組みながら老人福祉施設や医療機関を訪問して寄贈しております。

令和2年9月現在、延べ224施設、また提供した古タオル等の累計は12,221kgにもなりました。また、今年は新型コロナウイルスの感染拡大が続いていることから、新たに手作り布マスク130枚を持って福祉施設に寄付しました。古絵本についても、児童福祉施設に寄付しています。これまでの累計は1,086冊となっています。



特別養護老人ホームいわぶ安塚への訪問寄付(3/27)



介護老健施設国府の里への訪問寄付(6/7)



在宅介護サービスツキ上越栄町への訪問寄付(8/4)



特別養護老人ホーム新光園への訪問寄付(8/4)



妻太南保育園の訪問寄付(R1/11/18)

## 親会事業の紹介

### 「税を考える週間(毎年11/11~17)」講演会・「健康」についての講演会

国税庁では、毎年11月11日から17日までの一週間を「税を考える週間」と定め、税や税行政に対する関心を高める広報事業を行っており、また税関係団体ではそれと連携した関係活動を行っています。

そこで、高田法人会では、この週間に合わせ毎年特別講演会を開催しており、令和元年度は11月15日に、第一部は関東信越国税局課税第二部の細井一明部長様から「税を取り巻く環境変化と税務行政の課題」と題して、また第二部は『週刊文春』編集局長の新谷学様から「『週刊文春』はなぜスクープを連発できるのか」と題して講演をしていただき、150名を超える参加者がありました。なお、令和2年度の講演会については、当会ホームページや主要施設での告知チラシの配付等で別途お知らせしておりますので、そちらをご覧ください。

また、毎年2月には会員や一般市民の皆さんの健康・福祉の増進に資する講演会を行っています。令和2年2月21日に、上越市出身で



「税を考える週間特別講演会」第一部講師の細井一明氏(R1/11/11)



「税を考える週間特別講演会」第二部講師の新谷学氏(R1/11/11)



株式会社  
**大地設計事務所**

<建設・補償コンサル・測量>

〒943-0153  
新潟県上越市鴨島一丁目1588番地  
TEL 025-520-8882 FAX 025-520-8884  
E-mail daichi@dpo95.net  
URL <http://www.daichi95.net/>  
支店/東頸・十日町・柏崎

住んでよし 心ゆたかな木の住まい

株式会社  
**霜越建設**

〒949-1601 新潟県上越市名立区名立小泊165-1  
TEL 025-537-2016 FAX 025-537-2019



現在は京都府立医科大学助教の渡邊映理先生から「こころと健康－精神的ストレスを減らし、健康を保つ秘訣とは？」と題して講演をしていただき、200名を超える参加者がありました。



『健康についての講演会』で冒頭挨拶をする小熊会長(2/21)

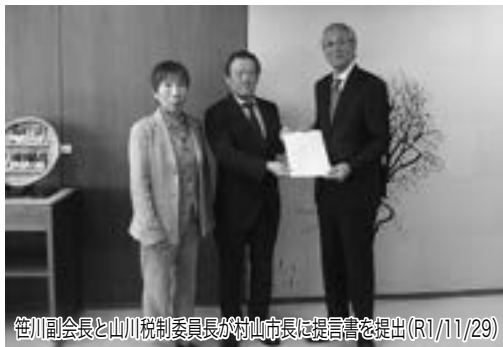


『健康についての講演会』講師の渡邊映理先生(2/21)

### 令和2年度税制改正に関する提言・要望

毎年11月から12月に全国及び県内の各法人会では統一行動として、次年度の税制改正や行財政改革に繋がる「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています。令和元年度は、11月29日と12月3日に地元選出の国会議員と、上越市と妙高市の市長並びに議長に直接お会いして令和2年度の税制改正や行財政改革についての提言書を渡し、要望事項の実現をお願いしました。

なお、令和2年度税制改正に関する要望事項並びに実現事項の詳細は、高田法人会のホームページから入り、「法人会の税制提言」をご覧ください。



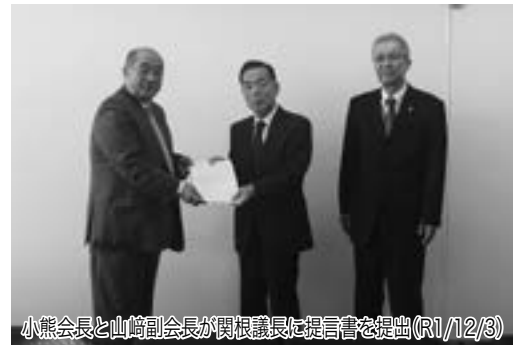
笹川副会長と山川税制委員長が村山市長に提言書を提出(R1/11/29)




笹川副会長と山川税制委員長が武藤議長(当時)と杉田副議長(当時)に提言書を提出(R1/11/29)



小熊会長と山崎副会長が入村市長に提言書を提出(R1/12/3)



小熊会長と山崎副会長が関根議長に提言書を提出(R1/12/3)

 **新潟精密株式会社**  
NIIGATA SEIMITSU

代表取締役 細野 仁

〒943-0222 上越市三和区下中3335-2  
TEL.025-532-4180 FAX.025-532-4184

URL <http://www.niigata-s.co.jp/>

確かな技術・まごころのサービス

Bike&Car shop

有限会社 **田中輪業**

- 二輪四輪新車、中古車販売
- 車検、点検、整備
- 自動車保険

〒949-3445 上越市吉川区原之町2535-1  
TEL&FAX 025-548-3386

## 令和2年度の各種研修会

高田法人会では、毎年税知識の普及・啓発、納税意識の向上、地域社会の健全な発展への貢献を目的に、会員企業の経営者や社員、一般の方々を対象に、各種の研修会、講習会、説明会を適宜開催しております。

しかしながら、令和2年度は、ご承知のとおり1月からの新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、毎年行ってきたセミナーや研修会等は、大部分中止または延期にしております。

この中で、毎年4月から7月に行ってきた一部の研修会について、実際に開催はしなかったものの、希望者に研修会で配付予定だった資料の提供を行いました。予想を大きく上回る多くの会員の皆様から取りに来ていただきました。

この他、9月以降に実施した研修会では、定員数を絞った他、三密を回避した会場設営など、感染防止対策に努めて開催しましたが、これについても予想を上回る申し込み・参加者がありました。

なお、令和2年10月5日現在での予定、又は中止が決定した研修会・セミナーは以下のとおりとなります。

今後も状況によっては、開催告知後さらに延期又は中止もあり得ますが、その場合は当法人会のホームページでお知らせしながら対応していきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、実際の研修会とは別に、当会ホームページから法人会会員の大きなメリットとも言えるインターネット動画配信によるセミナー受講方式のサービスが利用できます。経営・研修・パソコン・労務・健康・財務経理・政治経済等多くのコンテンツが揃えられており、また毎月更新されていますので、是非一度ご覧いただきご利用下さい。

○講師や講師派遣、後援等でご支援、ご協力をいただいている行政機関等

高田税務署、上越労働基準監督署、上越公共職業安定所、新潟県上越地域振興局県税部、上越市財務部税務課、上越商工会議所、新井商工会議所、AIG損害保険株式会社

### 令和2年9月17日 地方税務研修会



令和2年9月17日 情報セキュリティ対策セミナー



### 《令和2年度の研修会、セミナー等》

- R2/4/21 決算説明会(3.4.5月決算期対象)中止(資料提供のみ)
  - 6/11 税務研修会(税制改正等)中止(資料提供のみ)
  - 7/21 決算説明会(6.7.8月決算期対象)中止(資料提供のみ)
  - 9/17 地方税務研修会
  - 9/17 情報セキュリティ対策セミナー<sup>新</sup>
  - 10/8 決算説明会(9.10.11月決算期会社対象)中止(資料提供のみ)
  - 10/22 企業税財務実務研修会(税務コンプライアンス向上セミナー)
  - 10/22 税制・税務研修会
  - 11/9 雇用労働・経営セミナー
  - 11/24 会計ステップアップセミナー<sup>新</sup>
  - 12/3 年末調整研修会
  - R3/1/21 決算説明会(12.1.2決算期会社対象)
- ※令和2年度新設法人説明会はすべて中止

法人会会員企業の経営者、社員なら、“見たい時に見れる” 大好評のインターネットセミナー 会社でも自宅でも是非ご覧ください。外出を控えがちな時ならなおさら。PCの他、スマホでも見れます。…税務、経営、人材育成、労務・会計など幅広い分野のコンテンツが用意されています。研修、自己啓発、情報収集等にご活用ください。

高田法人会ホームページ・トップページのリンクから入れます。

高田法人会のURL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/takada/>  
IDとパスワードがわからない場合は、法人会事務局へお問い合わせください!

## 各支部のご紹介

高田法人会には、8つの支部（高田、直江津、新井、妙高高原、頸北、東頸、大潟、名立）があり、それぞれの支部では講演会や研修会等、親会との共催事業や独自の事業を行っています。



総会の様子

令和2年度の高田支部通常総会は、7月2日に百年料亭宇喜世で開催されました。新型コロナウイルス感染防止対策を図りながら行うこととし、残念でありましたが毎年ご臨席いただいていたご来賓はご案内せず、また講演会も中止しました。懇親会については、開催時当地域は発症者もおらず、また地域経済への影響も考慮し実施することとし、十分な距離の確保やテーブルを離れないこと等、三密を徹底回避して行いました。



総会終了後の研修会の様子

令和2年度の東頸支部通常総会は、8月5日に浦川原区の割烹ギャラリーわたやを会場に、新型コロナウイルス感染防止対応に最大限努めながら行われました。終了後、同会場で研修会も開催され、講師として上越東農林事務所長の八代昌彦様から「棚田地域の振興・支援について」と、上越東維持管理事務所長の安井和也様から「災害から命を守る」と題して、中山間地域の振興や災害対応等の重要なお話をいただきました。

## 8支部の住所・連絡先

支部名	住 所		TEL・FAX	支部長名
高 田	(高田・三和区・牧区・清里区) (直江津・頸城区) 〒943-0804 上越市新光町1-10-20	上越商工会議所内	TEL・025-525-1185 FAX・025-522-0171	小熊 勉義
直江津				笹川 壽一
新 井	妙高市(旧新井市)・上越市中郷区・板倉区 〒944-0048 妙高市下町7-1	新井商工会議所内	TEL・0255-72-2425 FAX・0255-73-7525	山崎 健吾
妙高高原	妙高市(旧妙高高原町・妙高村) 〒949-2105 妙高市大字毛祝坂58-3	妙高高原商工会内	TEL・0255-86-2378 FAX・0255-86-4113	内田 隆
頸 北	上越市柿崎区・吉川区 〒949-3216 上越市柿崎区柿崎6090-1	柿崎商工会内	TEL・025-536-2531 FAX・025-536-4494	田中裕紀夫
東 頸	上越市安塚区・浦川原区・大島区 〒942-0307 上越市浦川原区大字釜淵53-1	浦川原商工会内 (令和2年度～)	TEL・02559-9-2206 FAX・02559-9-2092	石野 哲夫
大 潟	上越市大潟区 〒949-3111 上越市大潟区四ツ屋浜	大潟商工会内	TEL・025-534-3211 FAX・025-534-4832	西村 貞義
名 立	上越市名立区 〒949-1602 上越市名立区名立大町193-4	名立商工会内	TEL・025-537-2203 FAX・025-537-2743	霜越 覚

# 新規会員のご紹介 (R1.9~R2.8) よろしくお願ひします!!

令和元年度は、組織委員会や各支部、青年部会・女性部会を中心に会員増強に力を入れて取り組んだ結果、多くの皆様から入会をしていただきましたので、下記のとおりご紹介いたします。

また、その中からマルニ西脇(株)様に自己紹介をしていただきました。

(敬称略、順不同)

法人名	代表者氏名	所属支部
(一財) 上越市地域医療機構	土橋 均	高田
(株)くびき野ライフスタイル研究所	大島 誠	高田
(株)マルエークロス	松久 成享	直江津
(有)リカーショップ水口	水口 俊春	新井
(株)飛田観光開発	飛田 尚文	高田
黒岩商事(株)	重原 富男	高田
(医) 社団 揚石医院	揚石 義夫	新井
NPO 法人 スポーツクラブあらい	東條 邦昭	新井
(株)ホームケア Plus	飛田 尚文	高田
(株)越善	常谷 登	高田
市川建設(株)	市川 雅樹	高田
(株) T.O.S	武田 祐一	高田
大原屋(株)	清水 直春	妙高高原
(株)慶兆	関口 義宏	妙高高原
(株)渋市工業	渋市 直人	高田
(株)富士産業	本山 守	直江津
(有)新和商会	古川富士夫	直江津
(株)ワイズ	市川 真紀	高田
(株)ゼニス	小島 祐	新井
ミナト生コン(株)	前川 秀樹	直江津
(有)晴海製作所	古江 和博	高田
(株)プライダルハウス	金子 美紀	高田
(株)SD 建築研究所	堀井 邦彦	直江津
(株)ジョイスクール	伊藤由美子	高田
仙田新聞店	外立茂利一	賛助
(株)ピースワンエステート	池田 典聡	高田
マルニ西脇(株)	西脇 謙吾	新井
謙信アイテムサービス(株)	井部 一夫	直江津
(株) MTO	押山 貴光	高田
(有)相澤建設	相澤 秀樹	直江津
松山商店	松山 将雄	賛助
(株)オーテック	大嶋 一浩	高田
(医) 社団 慧生会 さくらの木心臓血管外科クリニック	小柳 勝司	高田
(株)ワークプラン	峯岸 広利	高田

法人名	代表者氏名	所属支部
(株)信越エコノス	牧田 雅之	直江津
(株)かまた	釜田 和幸	新井
(有)野口工業	野口 英明	新井
(株)コスモ	中澤 敏彦	高田
(有)インドアグリーン	宮崎 大	直江津
弁護士法人 つばき	渋谷 聖子	高田
(株)佐七	嶺村 康弘	新井
(株)ワタナベアルミ	渡邊 徹	大潟
(株)マチダ金属	町田 弘宣	直江津
川上陽税理士事務所	川上 陽	賛助
(株)ライフアシスト上越支社	小池 貴宏	高田
(有)ミヤシタ設計	宮本 尊史	妙高高原
(一社)きたしろ相続相談センター	荒木 新	高田
星野行政書士事務所	星野 弓馬	賛助
造園さかづめ	坂詰 春夫	賛助
岡本石油	岡本 鉄朗	賛助
スノーランド観光(株)	炭田 秀昭	新井
(有)須田自動車板金塗装	須田 清	新井
(有)石川種苗店	石川 勤	新井
(株)リフォーム一一九	大島 誠	高田
Masa home (株)	杉本 正史	高田
(株)イベントリップ・カンパニー	清水 剛	高田
理容 アイウラ	長谷川妙子	賛助
手打ちそば平丸	石田 百恵	賛助
(株)はしば	田村 英幸	妙高高原
(株) TMY	渡邊 政彦	新井
司法書士 大滝邦洋事務所	大滝 邦洋	賛助
古川電気	古川 忠彦	賛助
hide CAR&BIKE METAL EXPERT	橋本 英明	賛助
Café 森蘭	森蘭真知子	賛助
豊国新井(株)	中田 清一	新井
(株)島田建綜	島田 俊夫	新井
(有)フルカワ	古川 崇	新井
バンナイ美容室	村上 綾子	賛助

## 新会員紹介

マルニ西脇株式会社 代表取締役 **西脇 謙吾**  
(本社:妙高市姫川原206-1 電話: 0255-72-6104)



このたび高田法人会に入会させて頂きましたマルニの西脇謙吾と申します。当社本店は、妙高市姫川原、旧国道18号沿いにあり、オリジナルジーンズ商品を製造・販売しております。今後お世話になるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

さて、当社「マルニ」の創業は、1972年に上越市本町で『マルニ』を開店したことが始まりで、1977年には妙高市(旧新井市)にて『マルニ新井店』も開店しました。創業時からジーンズを扱うショップとして営んで参りました。特に1996年から念願の自社ブランド製品の生産・販売を開始しましたが、その後民放TV等での放映や、全国大手百貨店での催事販売の要請等、大変好評を得ることが出来、多くのお客様から応援をいただき現在に至っていると思っています。

現在の「毘沙門ジーンズ」や「鬼デニム」等は、心地よい穿き心地と適度な色落ち、スタイリッシュで綺麗なシルエットが得られるため、お客様から大変喜んでいただいておりますが、この他、トップス、アウター等においてもマルニならではのオリジナル商品を揃えておりますので、是非一度ご来店ください。

法人会は初めてとなりますが、お役に立つ事がありましたら、お声掛けをいただければ幸いです。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

おめでとうございます

**令和2年度 高田法人会功労者表彰受彰者**

(於：令和2年5月18日(月) 公益社団法人高田法人会総会)

&lt;会員増強功労者 高田法人会会長 表彰状&gt;

会員増強の推進にご尽力をいただき、顕著な功績のあった以下の会員、役員の方々に対して、5月18日開催の公益社団法人高田法人会通常総会の場で、小熊会長より今回初めて会員増強の表彰状が授与されました。



飛田 剛一 殿  
(飛田テック株式会社)



渡邊のぶ子 殿  
(常任理事・女性部会長、有限会社渡辺自動車)



福田 一幸 殿  
(理事・青年部会副部会長、株式会社西脇電気商会)



会員増強表彰の様子

(於：令和2年6月10日(水) 県法連総会)

&lt;単位会関係功労者 全法連会長 表彰状&gt;

毎年6月に開催される一般社団法人新潟県法人会連合会総会時に、既に新潟県連合会会長を授賞され、引き続き法人会活動に多大な功労のあった役員が全国法人会連合会会長より表彰されます。今回は以下のお二人でしたが、表彰式は新型コロナウイルスの関係で残念ながら開催はされず、表彰状等は直接お届けするかたちとなりました。



理 事  
渡邊 政彦 殿  
(有限会社渡辺設備工業)



理 事  
山崎美枝子 殿  
(株式会社ジャック)

&lt;単位会関係功労者 新潟県法連会長 表彰状&gt;

毎年6月に開催される一般社団法人新潟県法人会連合会総会時に、各単位会で長年にわたり法人会活動に多大な功労があった役員が新潟県法人会連合会会長より表彰されます。今回は以下のお二人でしたが、表彰式は新型コロナウイルスの関係で残念ながら開催はされず、表彰状等は直接お届けするかたちとなりました。



常任理事  
霜越 覚 殿  
(株式会社霜越建設)



理 事  
大島 伸彦 殿  
(大島農機株式会社)

**令和2年度 福利厚生功労者表彰受彰者**

(於：令和2年5月18日(月) 公益社団法人高田法人会総会)

&lt;高田法人会会長 表彰状&gt;

毎年5月の公益社団法人高田法人会通常総会の場において、会員企業のための福利厚生制度の推進に顕著な功績のあった保険推進員の方々に対して会長より表彰状が授与されますが、今年度は以下のお二人が受彰されました。

大同生命保険株式会社新潟支社 上越営業所 田中 広美 殿  
上野美奈子 殿

# 情報ひろば

## 小林古径記念美術館の新たなスタート

小林古径記念美術館



小林古径記念美術館外観

### はじめに

平成28年11月から休館して増改築工事を進めてきた小林古径記念美術館が本年10月3日に開館いたしました。当館は平成14年から美術館活動を行ってきましたが、建物の整備とともに新たなスタートとなります。今回、高田法人会会員の皆様に向けて、新たな美術館の魅力についてご紹介いたします。

### 整備の経緯

小林古径記念美術館は、平成14年から総合博物館と施設を共有しながら運営を行ってきましたが、平成26年の高田開府400年を契機として歴史に対する関心が高まったことから、総合博物館を歴史に特化した「歴史博物館」としてリニューアルすることとなりました。その歴史博物館への改修に伴い、小林古径記念美術館は既存の小林古径邸敷地内に移転・整備することとし、あわせて総合博物館がこれまで収蔵してきた上越市ゆかりの美術作家の作品を小林古径記念美術館に所管替えを行い、従来の小林古径芸術の紹介や顕彰に加えて上越市ゆかりの多岐にわたる美術の世界を紹介する市立美術館として機能を整理することとしました。

### 近代日本画壇を代表する小林古径

小林古径（1883～1957）は明治16年に上越市に生まれました。少年期に青木香葩に日本画を学び、16歳で上京して梶田半古の画塾に入門しました。その後、横山大観や菱田春草らが活躍した初期日本美術院を受け継ぎ、再興日本美術院において安田靉彦や前田青邨とともに活躍しました。

古径は写生を基本とし、大和絵や琳派、古画などを徹底的に研究し、近代的な感覚で成熟させたいわゆる「新古典主義」と呼ばれる画境に到達し、近代日本美術史における一つの頂点を築きました。《竹取物語》、《清姫》、《髪》などの多くの作品は、研ぎ澄まされた線描の美しさとともに清澄な色彩が作品に高い品格を与えています。昭和25(1950)年には文化勲章を受章し、近代日本画壇を代表する画家として、上越市では継続的に古径顕彰事業を行ってきました。



小林古径（画室にて）



小林古径《髪》(永青文庫蔵)

## 美術館のコレクション

当館のコレクションは、小林古径の本画や素描のほか、古径が使用していた印章や愛用品などの関係資料をあわせて約1,800点にのぼります。古径作品に加えて、牧野虎雄や富岡惣一郎、斎藤真一などの油彩画、工芸作品では齋藤三郎や内田邦夫などがあり、さらに岩野勇三や滝川毘堂などに代表される彫刻作品や濱谷浩の写真作品など、明治時代以降の上越市ゆかりの美術作品約1,500点を収蔵しております。今後も当市にゆかりのある個性豊かな作家たちの作品を収集し、コレクションの充実を図ってまいります。

## 開館後の活動について

今回の整備については、古径の作品や資料を紹介する「古径記念室」と上越市ゆかりの作家の作品など多彩なジャンルの展覧会を開催する「企画展示室」の2つの展示室のほか、美術に関する講演会や各種イベント等を開催する「二ノ丸ホール」(多目的室)を整備いたしました。今回の美術館整備によって、美術館と小林古径邸本邸(国登録有形文化財)及び画室、さらに庭園が同一敷地内に配置される特色のある美術館となりました。隣接する歴史博物館や高田城三重櫓、そして高田城址公園内のブロンズプロムナードとともに、上越市の新たな芸術文化の拠点としての役割が期待されます。

展示では、当館の特徴である古径作品や資料などの展示を最大限に生かし、古径邸とあわせて「いつでも古径に会える」ようになります。全国に分蔵されている《髪》(永青文庫蔵、重要文化財)など、古径の名品を展示する機会を設け、国内唯一の「古径の美術館」を全国に向けて発信していきます。また、古径のほかにも多岐にわたる上越市ゆかりの美術作品を展示し、絵画や工芸、彫刻、写真など多岐にわたる上越の美術を知ってもらう機会を設けていきます。開館後にはさまざまな魅力ある展覧会を準備しておりますのでご期待ください。なお、本年は開館日の10月3日から翌年3月21日まで、開館記念展として「じょうえつ 美術のチカラ」を開催します。この展覧会は2部構成となっており、第1部が「小林古径 人と作品」、第2部が「アートでつなぐ上越の150年」とし、明治時代から現代まで約150年間にわたり生み出されてきた上越市ゆかりの美術作品を紹介いたします。

## 多彩な教育プログラム

美術館といえば、作品を「観る」ところだけと思いがちですが、当館では「作る」ことも重視し、主に二ノ丸ホールを会場として年間を通じて多彩な教育活動を実施していきます。作品鑑賞の感動を創造する力に変えるような造形活動を実践し、子どもから大人までどなたでも気軽に美術に親しみ、ものづくりを楽しめるような活動を行うこととしています。

その中で、開館日の火曜日の午前中は「よちよちタイム」として、乳幼児を連れての保護者の方が気兼ねなく、安心して作品鑑賞できる時間帯を今回新たに設けました。この時間は未就学児とその保護者1名は無料とするとともに、二ノ丸ホールではアートなおもちゃで遊ぶこともできます。今後も幅広い年齢層の方々からご利用いただける環境づくりをしていきたいと思っております。

## 結び

小林古径記念美術館は、平成28年から約4年間の整備期間を経て新たなスタートを切り、今回の整備によって美術館と古径邸が同じ敷地内に一体となった他にはない魅力が生まれました。美術作品にはこの上越の風土や地域性、その時代や社会情勢などを背景としながら自分なりの表現を求めた作家たちのメッセージが込められています。会員の皆様も美術館で実際に作品を鑑賞していただき、作家たちの想いを感じていただく場となれば幸いです。年間入館券や市内5館の文化施設を回る共通券も用意しておりますので、ぜひご来館下さるようお願いいたします。

小林古径記念美術館 上越市本城町7-1(高田城址公園内) 電話025-523-8680



古径記念室



小林古径邸画室(左)と本邸(右) 撮影:吉田龍彦



二ノ丸ホール

# 情報ひろば

## 上越市観光交流ビジョンを策定～まちを楽しむことが地域を輝かせる～

### 上越市観光交流推進課

上越市では昨年、令和2年度を初年度とする「上越市観光交流ビジョン」(～令和5年度)を策定しました。

本稿では、より多くの皆さんに「上越市観光交流ビジョン」の本文を直接お読みいただきたい趣旨から、本文の概要・ポイントに少し触れつつ、その背景や策定プロセス、今後の取組なども交えながらご紹介します。なお、本文は、市ホームページに掲載していますので、本稿と合わせてご覧ください。(冊子の希望があれば、ご連絡ください)



上越市観光交流ビジョン QRコード

### 上越市観光交流ビジョンの全体像

「上越市観光交流ビジョン(以下、当ビジョン)」は、事業者・団体や市民の皆さん、行政が一体となって観光地域づくりを進めることができるよう「ありたい姿」を定め、そこに向けて皆さんと共有したいキーワードや意識したい視点、そして基本取組の順番で記載しています。

また、当ビジョンに基づき、市が行う事業や民間事業者・団体等が市と連携して取り組む事業を「アクションプログラム」として作成し、変化の速い観光の取組に柔軟に対応できるよう、単年度ごとに作成していきます。



### 【第1章】みんなで上越の観光を考える(本編P1～4、P15～16)

皆さんが旅行に出かけるときに楽しみにしていることは何でしょうか。歴史、自然、食など、一人ひとりで楽しみにしていることは違うと思います。

社会の国際化や高度情報化に伴い、「観光」を取り巻く環境は変化しており、「旅」の形は大型バスに乗り、団体で名所旧跡を回る旅行から各々の趣向や知的好奇心を満たす個人旅行へと変わってきています。(本編P1表参照)

このような背景を踏まえ、昨年、新たな観光振興計画をつくるために、観光事業者・団体をはじめ、商工・農業関係団体、市民団体、公募の市民など、各分野の皆さんから成る「上越市観光振興計画策定検討委員会」において、当市の観光の原点を掘り下げるところから取り組んでいただきました。いわゆる「観光振興計画」は、観光系シンクタンクなどの外部コンサルティング事業者に委託して作成する自治体も多い中、当ビジョンは、策定検討委員会や並行して実施したワークショップに参加いただいた市民・事業者の皆さん、市役所の内部局横断検討チームが協働により策定したことが一つの特徴です。

特にビジョンの策定にあたり様々な立場の方から意見を伺うために新たに組織したワークショップでは、「フューチャーセッション」という手法を活用し、当市の観光の現状と未来について語り合っていました。(本編P3、4及びP15、16のコラム参照)

第1回目のワークショップでは、10年後の観光地域としての姿について意見交換を行い、「また来たいと喜んでもらえる」「行ったことを自慢したくなる」地域にしたいなど、各々が思い描く当市の観光の未来を語り合いました。そして、第2回目の自らできる観光の取組についての意見交換では、例えば「まちの清掃、安全運転、花植えなども、立派な観光の取組だということをもみんなで意識したい」といった意見も聞かれたところです。



↑第1回ワークショップの様子 (令和元年9月3日、高田城址公園オーレンプラザにて)



## 【第2章-1】上越の観光のありたい姿（本編P5、6）

このようなプロセスを経て策定した「上越市観光交流ビジョン」は、行政や観光事業者・団体が「何をするのか」を中心に置いた従来の「観光振興計画」から「上越をどのような観光地域にしていくのか」という「ビジョン」（ありたい姿を描いたもの、理想像、未来像）に焦点を当てています。

弥次さん・喜多さんの「東海道中膝栗毛」で知られる江戸時代後期の戯作者「十返舎一九」は、その著作の中で、当時の高田、今町（直江津）、黒井、潟町、有間川、名立などのにぎわいや、まちの人たちのいきいきとした暮らしを描いています。また、松尾芭蕉も奥の細道の旅路の途上、今町に2泊、高田に3泊し、地元の俳人たちと句会を楽しんだと言われており、上越は古くから旅人が滞在し、住む人との交流を楽しむまちであったことをうかがい知ることができます。

現代においても、このまちに暮らす私たちが日常にある、楽しさ、豊かさ、地域の魅力に思いを向け、それを自らの言葉で来訪者に伝えたり、一緒に楽しみを共有したりすることは原点との思いに至り、当市の観光について市民の皆さんと共有したいありたい姿を「来訪者が市民の日常に溶け込み、楽しむ観光地域」としました。

## 【第2章-2】共有したいキーワード（本編P7）

また、ありたい姿に向かって、より多くの前向きな市民、事業者等の皆さんの参加により、一体感のある取組を進めるために、観光交流に取り組むときの共通のキーワードとして、「観光は楽しいものだから…」を掲げました。弥次さん・喜多さんの時代から現代まで、その土地が育んだ産物を肴に、歴史や文化、風土について多くの人が語り合う、その交流により新たな発見や共感があり、訪れた人も迎え入れた人も心が豊かになる。つまり「楽しいもの」が観光の本質であり、交流の積み重ねの結果として、その土地が経済的にも潤うこととなる。このような思いから掲げたキーワードです。

なお、「…」の後ろには、皆さん一人ひとりの観光に向けた思いを表現する言葉をつなげていただければと思います。

## 【第2章-3】意識したい視点（本編P9～20）

実際に観光の取組を行っていくにあたり、行政や観光関係事業者・団体、市民の皆さんが意識したい視点として、「視点1. 地域の便利さを意識する」「視点2. 地域の魅力に思いを向ける」「視点3. 自分にできることを考える」「視点4. 連携する」「視点5. 来訪者が求めていることを届ける」の5つを設定しました。

5つのうち、本稿で特にご紹介したいのは、「視点2. 地域の魅力に思いを向ける」です。当市には、国・県・市指定の文化財が県内最多の件数を有し、縄文から近代まで各時代を代表する文化財が揃っています。また、海岸部から山岳部までの変化に富んだ地勢と雪国らしい気候風土、その中で育まれてきた食などの個性豊かな暮らしなど、多種多様な資源が存在しています。これらは一見ただけでは価値が伝わりにくいものが多く、金沢や軽井沢などのいわゆる観光地のそれと比べると、“地味”なものかもしれません。

しかし、これらは脈々と続く歴史・文化、豊かな自然の中で備わってきた“深さ”を持っており、大勢の人が関心を持ったり活用したりすることによって磨かれ光を増すものと考えられます。

そこでまずは、当市に住む私たち自身が、「無いものねだり」ではなく、「あるモノ探し」の視点で、市内の資源に目を向け、その背景にある“ものがたり”を含めて、楽しむことが大切であり、資源の“褒めたいポイント”を探すことを意識しながら市内旅行を楽しむことから始めてみることをおすすめしています。その際には、P13のコラム「上越市民が上越市に旅行に来たつもりになって」をご覧ください。うえで、試していただければと思います。



↑昨年実施した「観光地域づくりセミナー」の様子（高田世界館）

さらに、もう一つ「視点5. 来訪者が求めていることを届ける」をご紹介します。当市には、一見すると“地味”かもしれませんが、多様化する来訪者のニーズにこたえられるような魅力的な資源が豊富にあります。一方でそのことは、有名観光地のような分かりやすさが弱い分、他地域よりも少し多くの“語り”が必要と考えています。

従って、住んでいる私たちが、当市の資源に思いを向け、楽しんだ上で、自らの言葉で来訪者に届けることで、当市の魅力が伝えることができるのではないのでしょうか。そして、その時には「上越に来たらここに行くべき」などこちらが伝えたいことを一方的に伝えるのではなく、来訪者とコミュニケーションを図る中で、その人の興味を聞き出し、それに適した当市の魅力を伝えていくことが大切ではないでしょうか。

### 【第3章】基本取組（本編P22～27）及びアクションプログラム

第3章では、行政、観光関係事業者、団体、市民の皆さんが方向性を共有し、地域一体となって取組を進めることができるよう、基本となる取組を4つに区分し、設定しました。

また、この基本取組を柱として、市が予算に基づいて行う事業や民間事業者・団体等が市と連携して取り組む事業を取りまとめた「アクションプログラム」を策定しました。このアクションプログラムは、観光を取り巻く状況の変化やその速さに柔軟に対応できるように単年度ごとに作成し、公表していきます。

今年度実施する事業の一つとして、昨年実施したワークショップを発展させ、事業者の皆さんが、知識（例えば、コロナ禍における受入対策、マーケティング等）や技術（例えば、効果的な発信方法や多言語対応等）を共に学びながら「横のつながり」を築き、事業（コンテンツ）を生み出していく場として「観光地域づくり実践未来塾」を開講する予定です。多くの事業者の皆さんの参加をお待ちしています。

### 結びに

新型コロナウイルス感染症の影響で「観光」という概念そのものが見直され、身近な地域に目を向けて域内交流を楽しむ「マイクロツーリズム」という新たな概念も生まれています。

遠出が難しいこの時期だからこそ、広い上越市内を旅行しながら当市の資源を楽しむ、そして来訪者が再び訪れた時にそれを誇り、伝えられるようになりたいものです。

市としては、当ビジョンを様々な分野の事業者、団体の皆さんと共有しながら、事業者間で互いの強みをいかし、観光において新たな創出が行われ、上越市ならではの観光交流を進めていきたいと考えています。

共に地域を楽しみ、さらに磨きをかけていきましょう。

上越市観光交流推進課 木田1-1-3 電話025-526-5111

### ☆新型コロナウイルス感染症の影響により 国税・県税・市税の納付が困難な方に対する

## 納税の猶予(徴収猶予)の「特例制度」のご案内

事業等に係る収入に相当の減少があった方は、原則として1年間、この制度を受けることができます。

#### ○対象となる税

令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する税金

(注) 納期限が令和2年1月31日以前の税金は、対象外。

#### ○対象となる方

次の2つの要件を満たす納税者・特別納税義務者（特別徴収義務者）（個人・法人の別、規模は問いません）

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

イ 一時的に納税することが困難であること

(注) 収入には、事業収入のほか給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得や相続・贈与など一時的な収入の性質のものは、対象となりません。

#### ○申請の期限

納税すべき税金の各納期限の日までに、申請書の提出が必要です。

#### ○特例が認められると…

・1年以内の期間に限り、納税（徴収）の猶予 ・延滞税（延滞金）の全部が免除 ・担保の提供が不要

#### ○ご相談、問い合わせ先（早めにご相談を）

○国税 高田税務署 TEL 025-523-4172（ダイヤルイン）

⇒まずは、「関東信越国税局猶予相談センター」へ TEL 0120-948-249（フリーダイヤル）

○県税 新潟県上越地域振興局県税部収税課 TEL 025-526-9311（代表）

○市税 上越市財務部収納課 TEL 025-526-5111（内線1233、1688）

妙高市市民税務課 TEL 0255-72-5111（代表）

### ☆2021年度の固定資産税及び都市計画税の減免について

事業者の事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。詳しくは上記両市の償却資産（固定資産税）担当にお問い合わせください。

## 上越地域振興局県税部からのお願い

令和元年10月1日以降開始事業年度から特別法人事業税が創設されました。

日頃、県税につきましてはご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。  
令和元年10月1日以降開始の事業年度から地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が創設されました。同時に法人県民税・法人事業税の税率についても改正されています。また、改正後最初の事業年度に係る予定申告については経過措置が適用されますので申告の際にはご注意ください。  
ご協力をよろしくお願いいたします。

- ・新潟県税務課 税務総合情報サイト「にいがた県税の窓口」  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/zeimu/> をご覧ください。
- ・ご不明な点は、下記担当までお問い合わせ下さい。  
事業税担当：電話025-526-9306



## 上越市・妙高市からのお知らせ

## 償却資産（固定資産税）申告をお忘れなく

令和3年度償却資産申告書の提出期限は、令和3年2月1日（月）です。

令和3年1月1日現在で所有されている資産の申告をお願いします。

## ○申告対象となる資産

事業の用に供することができる資産は、原則として全て償却資産に該当し、申告対象となります。

ただし、以下の資産は申告対象外となります。

- ・土地、または、家屋として評価されている資産
- ・鉱業権、漁業権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産
- ・自動車税、または、軽自動車税の課税対象となる資産
- ・耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上せず、一時に損金算入しているもの
- ・取得価額が20万円未満の資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース（ファイナンス・リース）資産で、取得価額が20万円未満のもの

## ○申告方法

資産の所在する市町村に、償却資産申告書と種類別明細書をご提出ください。

## ○eLTAX（エルタックス）のご利用について

申告書のご提出には、eLTAXが便利です。

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

償却資産申告の他に、法人住民税や個人住民税などの各種届出等にもご利用いただけます。

ご利用いただく際は、事前に届出が必要となりますので、詳しくはeLTAXホームページ

(<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

ご不明な点は、各市税務担当課にお問い合わせください。

- ・上越市税務課家屋・償却資産係 025-526-5111（内線1820）
- ・妙高市市民税務課資産税係 0255-74-0012

法人の方へ

# ネットが便利

## 申告・納税 e-Tax

国税庁 e-Tax キャラクター  
イタ君

### 法人税等の申告データを円滑に提出できる環境整備

法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、令和2年4月からは、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図っています。

- 財務諸表のデータ形式が柔軟化されCSV形式での提出が可能となります。
- 財務諸表をe-Taxにより法人税申告と提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となります。
- 連結親法人がe-Taxにより連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合は、連結子法人は提出が不要となります。

平成30年4月以降実施した上記以外の施策は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) でご確認ください。

なお、各種施策は、e-Taxを利用する法人の皆様の利用が可能です。

### 令和2年4月から大法人の電子申告が義務化

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円を超えるなどの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てについて電子申告する必要があります（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

対象手続は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書となります。

また、大法人の電子申告義務化の対象となる場合は、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を対象となる事業年度（課税期間）の開始の日から1月以内に所轄税務署に提出する必要があります。

### e-Taxのメリット

1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。

2 データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。

3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。  
(e-Tax : 370円 書面 : 400円)



## 納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に向くことなく納付できます。  
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



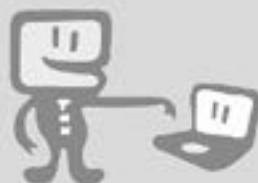
## e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続を行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

## 利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
- ▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（休祝日を含みます。）となります。  
※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。



## お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

**0570-01-5901**

(全国一律市内通話料金)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

- マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178**

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時（音声ガイダンスに従って1番を選択してください。）
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄の税務署へお問合せください。

なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。

なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、e-Tax ホームページを  
ご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



法人会の経営者大型総合保障制度  
**広げよう  
 企業保障の  
 大きな傘を**



## 総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

#### 病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

#### 事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中で…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い  
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 **約52.5%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 **約12.5%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

新潟支社/  
新潟県新潟市中央区上大川通6番町1214-2(大同生命新潟ビル4F)  
TEL 025-228-6226

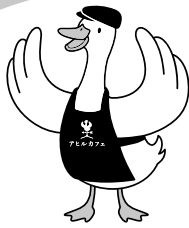
**AIG** AIG損害保険株式会社

長岡支店/  
新潟県長岡市柏町2-2-36(富士火災長岡ビル)  
TEL 0258-33-9009

F-2019-1015(2019年8月27日)  
19-073024 2021-8

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む  
病気や  
ケガの  
備えに



ライフステージの変化に

**ちゃんと応える  
医療保険EVER**

健康な人も、病気になった人も、  
ライフステージの変化に合わせて  
保障を変えられる医療保険

■通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円  
(入院一時金特約)を付加した場合 保険期間:終身

入院	5日未満の場合 (一律5日分)	2.5万円
	5日以上の場合 1日につき	5,000円
手術	がん(悪性新生物)に対する 開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など所定の手術 1回につき	20万円
	入院中の手術 (重大手術を除く) 1回につき 外来による手術 (重大手術を除く) 1回につき	5万円 / 2.5万円
放射線治療	1回につき	5万円
入院前後の 通院	1日につき	5,000円

終身

月払保険料例 集団扱  
通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円  
入院給付金支払限度:60日型(入院一時金特約)特約給付金額5万円  
保険料払込期間:終身 三大疾病保険料払込免除特約なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,865円	2,320円	3,105円	4,660円
女性	2,035円	2,335円	2,815円	4,105円

※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が割増となる場合があります)。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。  
2020年3月23日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

- 就労所得保障一時金特約
- 精神疾患保障一時金特約
- 介護一時金特約
- 認知症介護一時金特約

●契約年齢●  
0歳~  
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。



NEW

アフラックの  
生きるためのがん保険  
ALL-in

心配な  
「がん」の  
備えに

NEW

幅広くまとめて保障するがん保険

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。

■保険期間:終身(治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)

治療費に備える	治療	治療給付金 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ ホルモン剤治療・緩和療養を受けた月ごと 特約給付金額 10万円の場合	10年更新
	先進医療	がん先進医療給付金 1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額(通算2,000万円まで) (がん先進医療一時金 上記に加えて、 1年間に1回を限度 15万円)	
治療関連費に備える	診断	一時金として がん 50万円 上皮内 新生物 5万円	終身
	特定診断	一時金として がん 50万円	
	複数回診断	1回につき がん 50万円 上皮内 新生物 5万円	
	入院	1日につき 5,000円	
	通院	1日につき 5,000円	

特定保険料 入院や通院が所定の条件に該当したとき  
払込免除 以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

△上皮内新生物は保障の対象外  
※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱  
解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:終身(治療給付金、  
がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は10年更新)  
特定保険料払込免除特約付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,758円	2,343円	3,589円	6,142円
女性	1,788円	2,649円	4,503円	6,121円

※治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の満年齢・保険料率によって決まります。  
2020年3月23日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス

外見ケア特約

●「ちゃんと応える医療保険EVER」は、将来特約を付加することで必要な保障を追加することができる医療保険です。なお、お申込みまたは保障を見直すときの健康状態などによってはお引受けできない場合があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

**Aflac アフラック**

新潟支社 〒950-0088 新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索

**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

P19430 AFツール-2020-0085-2008005 2月7日

引受保険会社

女性部会  
主催

公益社団法人 高田法人会

# 第4回 税に関する絵はがきコンクール

女性部会は、小学生を対象にした税に関する絵はがきコンクールを5か校を対象に行い、青年部会の租税教育に随行し、教室の終了後に募集の説明とお願いをした結果、111点の応募がありました。

優秀作品を選ぶ審査会は令和2年1月に開催し、高田税務署より井澤署長様をはじめ担当官から審査員として加わっていただき、女性部会の主要役員とともに厳正に審査した結果12作品が選ばれました。また最優秀作品は全国法人会連合への推薦作品としましたところ、**県連女連協会会長賞**を受賞しました。

県連女連協会会長賞 女性部会長賞 北諏訪小学校



高田法人会会長賞 八千浦小学校



優秀賞 黒田小学校



高田税務署長賞 富岡小学校



優秀賞 斐太北小学校



奨励賞 八千浦小学校



奨励賞 北諏訪小学校



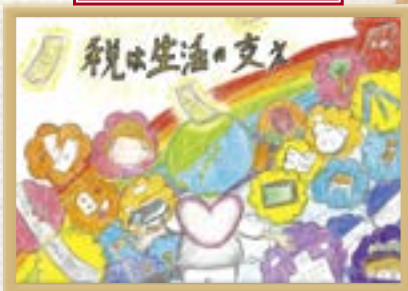
奨励賞 八千浦小学校



奨励賞 富岡小学校



奨励賞 黒田小学校



奨励賞 黒田小学校



奨励賞 斐太北小学校

